

## 北海道規則第91号

### 北海道循環資源利用促進税条例の施行期日を定める規則

北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の施行期日は、平成18年10月1日とする。ただし、同条例附則第5項から第7項までの規定の施行期日は、同年8月1日とする。